

汲取り式便槽・浄化槽の解体前には

**最終清掃**※が

**必要**です!!



※最終清掃とは通常の清掃だけでなく、消毒等まで行うことをいいます。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

**不法投棄は犯罪です!**

**懲役 5 年以下**

**罰金 1,000 万円以下**

(法人は 3 億円)

**便槽・浄化槽 解体時の3か条!!**

- ①汲取り式便槽・浄化槽を解体、埋戻しする際は、洗浄・消毒を行うなどの最終清掃を実施する。
- ②最終清掃は、必ず和歌山市の許可を受けた清掃業者に依頼する。  
※地区担当の清掃業者の確認は和歌山市浄化衛生課までお問い合わせください。
- ③浄化槽を廃止したときは、浄化槽使用廃止届出書を廃止した日から 30 日以内に和歌山市浄化衛生課へ提出する。

【お問い合わせ先】

和歌山市市民環境局環境部浄化衛生課

TEL : 073-435-1067 (直通)